

# 消 防 計 画

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この計画は、\_\_\_\_\_の防火管理業務について必要な事項を定め火災及び地震等の災害の予防及び人命安全確保ならびに被害の軽減を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第 2 条 この計画は、\_\_\_\_\_に勤務し又は出入するすべての者に適用する。

(管理権原者及び防火管理者の業務と権限)

第 3 条 管理権原者は、\_\_\_\_\_の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- (1) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (2) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (3) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の権限と業務)

第 4 条 防火管理者は、\_\_\_\_\_とし、この計画についての一切の権限を有し次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練計画・訓練の実施、防災教育等
- (3) 建築物、火気使用設備器具等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施と指導監督
- (4) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の適正管理
- (6) 管理権原者に対する助言及び報告
- (7) その他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告及び連絡)

第 5 条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（変更都度）
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は、変更の事前連絡ならびに法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い・点検結果報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他防火管理について必要な事項

- (6) 防火対象物の点検結果報告（ 該当・非該当 ）
- (7) 防火対象物点検報告特例認定申請の手続き（ 該当・非該当 ）

## 第2章 予防管理対策

（予防管理組織）

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火担当責任者ならびに火元責任者を**別表1**のとおり指定する。

（防火担当責任者の業務）

第7条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理
- (2) 担当区域内の消防用設備等の維持管理
- (3) 地震等における火気使用設備器具の出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐

（自主点検検査及び消防用設備等の実施）

第8条 自主点検検査及び消防用設備等の実施時期は、次のとおりとする。

点検実施月 消防用設備等	実 施 月			検査員等
	自主点検	機器点検	総合点検	
消火設備	月	月	月	
警報設備	月	月	月	
避難設備	月	月	月	
建築物	月			
火気使用設備	月			
電気設備	月			
防火対象物	特例認定の有無		点検年月日	
	認定年月日	取消年月日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日		

(点検検査結果の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、自主点検検査の結果を「防火対象物維持管理台帳」に記録するとともに、消防用設備等の点検結果については、□1年□3年に1回消防長又は消防署長に報告しなければならない。

(防火対象物定期点検及び特例認定の記録及び報告)・・・{ 該当・非該当 }

第10条 防火管理者は、点検検査の結果を「防火対象物維持管理台帳」に記録するとともに、防火対象物の点検結果については、1年に1回 消防長又は消防署長に報告しなければならない。

※ 防火対象物点検報告特例認定 ( 該当・非該当 )・・・第8条参照

(防火管理者への連絡事項)

第11条 次に掲げる事項を行おうとするものは、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。
- (3) 改装、模様替え等を行うとき。
- (4) その他防火管理上必要な事項。

(職員等の遵守事項)

第12条 \_\_\_\_\_に勤務するすべての者は、日常を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物件を置かないこと。
- (2) 消防用設備の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。
- (3) 火災を発見した場合には、消防機関(119)番に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (4) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

(火気使用時の遵守事項)

第13条 火気を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 厨房内は、常に整理整頓しておくこと。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前、使用后必ず点検を行い安全確認すること。
- (3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
- (4) 終業時には、吸殻等を指定の場所へ集めること。

(工事中の安全対策)

第14条 工事中の安全対策の樹立

防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立し、作業者に対して次の事項を周知し遵守させるものとする。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる体制を

確保すること。

- (2) 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸がら容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙しないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について定期的に防火管理者に報告させること。
- (4) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するために、器材等の整理整頓を行うこと。
- (6) 災害発生時の通報連絡体制を樹立すること。
- (7) その他防火管理者が必要と認める事項。

(放火防止対策)

第15条 放火防止については、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物をおかない。
- (2) 物置、空室、倉庫等の施錠を行う。
- (3) 建物内外の整理整頓を行う。
- (4) トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。
- (5) 火元責任者又は最終帰宅者による火気と施錠の確認を行う。

### 第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防の組織と任務分担)

第16条 \_\_\_\_\_の自衛消防組織として別表2のとおり指定する。

(避難通路経路図等)

第17条 防火管理者は、人命の安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図を作成し、職員等すべてに周知徹底しなければならない。・・・別図1

### 第4章 震災対策

(震災予防措置)

第18条 防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため第2章に基づく各施設器具の点検検査に合わせ、次の事項を行うこと。

- (1) 建物、建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）及び陳列物件の倒壊、転倒、落下の有無の検査
- (2) 火元使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての作動状況の検査
- (3) 危険物品等の転倒、落下等の有無の検査

(地震後の安全対策)

第19条 各火元責任者は地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、防火管理者に状況報告し、その安全確認後、使用を再開すること。

(震災に備えての準備品)

第20条 震災に備え次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 携帯ラジオ
- (3) 懐中電灯
- (4) 飲料水
- (5) 非常食(7~10日分)
- (6) その他必要なもの

(地震時の活動)

第21条 地震時の活動は、第3章によるほか、次の措置を行う。

- (1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (2) 防火管理者は、被害の状況を放送等により全職員等に把握させるとともに必要な事項を指示すること。また関係防災機関(消防署、市役所等)からの情報を積極的に収集すること。
- (3) 避難場所は、敷地内の避難場所「  
敷地外の避難場所「  
高台等の避難場所「  
」とする。

## 第5章 教育及び訓練

(防災教育及び訓練の実施時期)

第22条 防火管理者は、従業員に対して次により防災教育及び訓練を行う。

種別	実施月	内容	
防災教育	月	1 教育	
	月		
総合訓練	月	・ 消防計画の周知徹底及び従業員の任務について ・ 火災予防上の遵守事項について	
	月		
部分訓練	月	・ 震災対策について ・ その他火災予防上必要な事項について	
	月		
	月		2 訓練
	月		
	月		・ 総合訓練は、それぞれの訓練を連携して総合的に行う ・ 部分訓練は、通報連絡、消火、避難誘導を個別に行いそれぞれの任務及び行動の確認をする。
	月		

(訓練の実施報告)

第23条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は「消防訓練実施通知書」により、防府市消防長あて通知する。

## 第6章 防火管理業務の一部委託にていて

(防火管理業務の一部委託)

第24条 防火管理業務の一部委託（該当・非該当）については、次により行う。

(1) 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者〔 〕（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

(2) 受託者の業務

防火管理業務の受託範囲は別表3のとおりとし、受託者は委託契約の内容に基づき、火災予防上の安全を確保するとともに、その結果を記録し、防火管理者に報告するものとする。

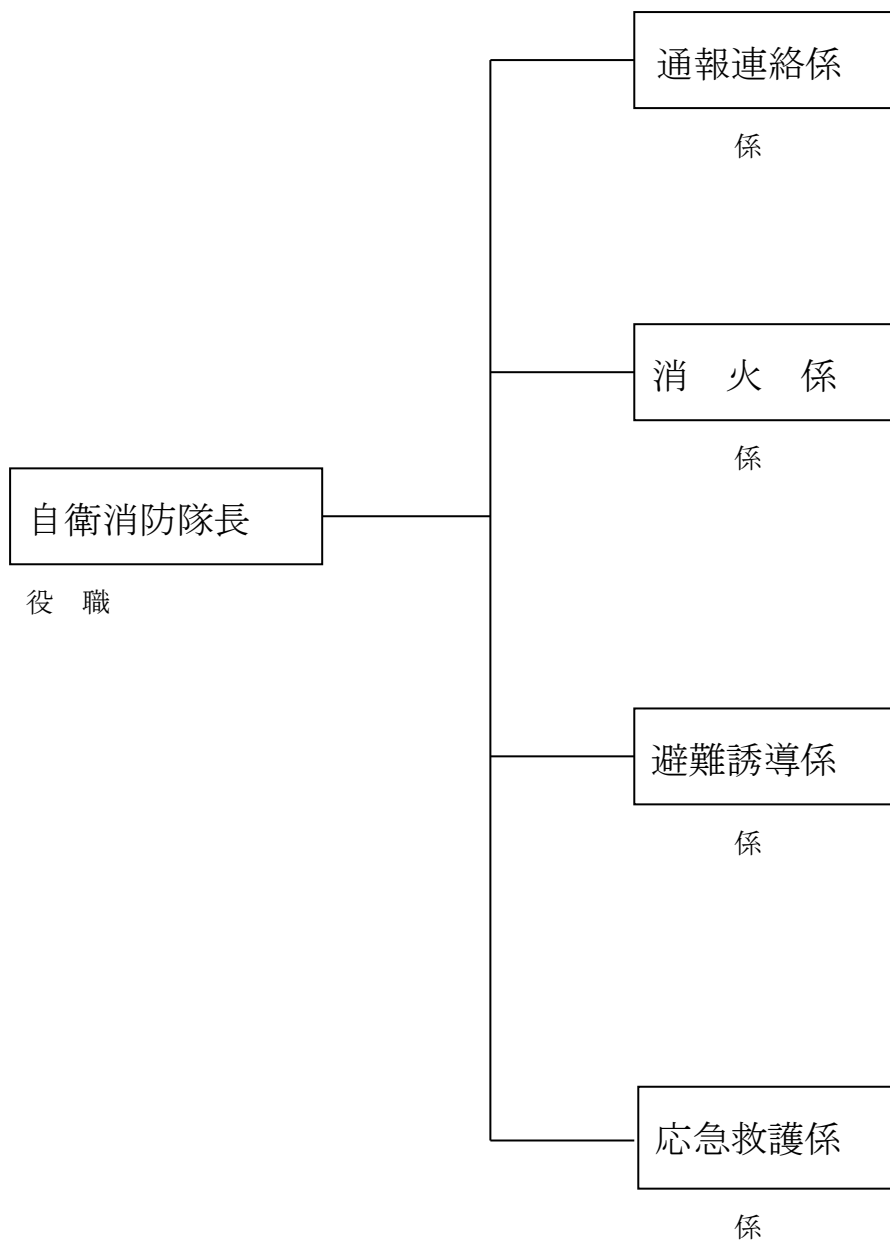
付 則

この計画は、 年 月 日から施行する。

## 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

防火管理者 役職・氏名			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	役職・氏名	担当区域	役職・氏名
担 当 者 の 任 務			
防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該施設の防火管理業務の総括責任者</li> <li>・ 防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。</li> </ul>		
防火担当責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当区域の火災予防について、責任を持つとともに、火元責任者に対して指導監督を行う。</li> <li>・ 防火管理者の補佐を行う。</li> </ul>		
火元責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当区域の火災予防について、「自主検査チェック票」などにに基づきチェックし、防火管理者に報告する。</li> </ul>		
従 業 員 等 の 注 意 事 項			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品を置かないこと。</li> <li>2 防火戸の付近には、閉鎖障害となる物品を置かないこと。</li> <li>3 火気設備器具の周囲には、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。</li> <li>4 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。</li> <li>5 従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず火の始末をすること。</li> <li>6 死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。</li> <li>7 危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。</li> <li>8 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。</li> <li>9 喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃物の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。</li> <li>10 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外には、出さないこと。</li> <li>11 電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。</li> <li>12 火気責任者は、担当区域の火気の状態を責任を持って管理すること。</li> <li>13 その他</li> </ol>			

# 自衛消防隊編成表





## 任 務 分 担

係 別	任 務 分 担
隊 長	① 自衛消防隊の各係員に対し、指揮命令を行うとともに消防隊と密接に連携を図る。 ② 避難状況の把握を行う。
指 揮 係	隊長を補佐し、指示命令の伝達にあたる。
通報連絡係	① 消防機関に対する通報及び確認を行う。 ② 出火の報知及び消防隊への情報の提供にあたる。
消 火 係	消火器具を用い消火作業にあたる。
避難誘導係	① 非常口等を解放し避難誘導にあたる。 ② 避難器具の設定、操作にあたる。

防火管理業務委託状況表

( 年 月 日現在)

委託方式		<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 遠隔移報 <input type="checkbox"/> 常駐遠隔 <input type="checkbox"/> 巡回遠隔			
防火対象物	名称 所在地	Tel (   )   —			
	管理権原者氏名		防火管理者氏名		
受託者関係事項	受託者の氏名 住所 *法人等の場合名称及び事務所の所在地	氏名(名称)  住所(所在地)  担当事務所  Tel (   )   —			
	受託者の行う防火管理業務の範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等、監視業務 <input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生(発見)した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 (   ) <input type="checkbox"/> 周囲の可燃性の管理 <input type="checkbox"/> その他 (   )			
	受託者の行う防火管理業務の方法	受託区域			
	常駐場所	Tel (   )   —			
	常駐人員				
	従事時間帯	: ~ :	: ~ :	: ~ :	
	巡回	回(名)	回(名)	回(名)	
	要員待機場所		到着所要時間	覚知後 分	

※別図 1 として「避難経路図」を添付してください。

避難経路図とは、建物の平面図（各階）に誘導灯を記入し、それを周知することで災害等が発生した場合に従業者や利用者を避難させる経路のことです。

記入方法が分からない場合は、建物の平面図（各階）を持参のうえ、消防計画提出時に職員へお尋ねください。

避難経路図の添付がないと書類を受理できない場合があります。